

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について

1. 地域連携保全活動基本方針（構成案）

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

- 1 地域の生物多様性を取り巻く状況
- 2 地域連携保全活動の促進の意義
- 3 地域連携保全活動の促進の方向性

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 地域連携保全活動の促進のために各主体に期待される役割
- 2 地域連携保全活動の促進のための施策

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

- 1 地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方
- 2 地域連携保全活動計画の内容
- 3 自然公園法等の特例に関する事項

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進 に際し配慮すべき事項

- 1 農林漁業活動と生物多様性
- 2 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 3 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

- 1 地域連携保全活動協議会
- 2 地域連携保全活動支援センター

2. 地域連携保全活動基本方針（骨子案）

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

1 地域の生物多様性を取り巻く状況

（地域の生物多様性の状況）

- ・生物多様性の状況は、地域によって様々であること
- ・地域の生物多様性が深刻な危機に直面していること
 - …第1の危機（人間活動や開発による危機）
 - 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
 - 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

（地域連携保全活動の状況）

- ・現在、全国各地で、地域連携保全活動が実施されていること
- ・一方で、地域連携保全活動が実施されていない地域もあること
- ・地域連携保全活動が実施されている場合でも、活動が適正かつ円滑に実施されていないなど様々な課題に直面していること

2 地域連携保全活動の促進の意義

- ・地域連携保全活動は、奥山自然地域や里地里山、田園地域、都市、河川、海域など我が国全ての区域を対象として、地域の多様な主体が連携して行う、希少な野生動植物の保護や生態系に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、環境学習、普及啓発など生物多様性の保全のための活動であること
- ・農林水産業に伴う持続的な生産活動により、里地里山等の生物多様性が維持されてきたことにかんがみ、直接的に生物多様性の保全を目的とする活動のほか、生物に配慮した営農活動や森林管理など生物多様性の保全に資する活動も含むことが重要であること
- ・地域の生物多様性を取り巻く状況を踏まえ、地域連携保全活動を促進する必要があること
- ・地域連携保全活動の促進は、我が国の生物多様性の保全にとって非常に重要であること
- ・地域連携保全活動の促進は、地域活性化など地域にとっても大きなメリットがあること

3 地域連携保全活動の促進の方向性

（多様な主体の連携）

- ・地域の多様な主体が連携することにより、効果的な保全活動が実施できること
- ・地域連携保全活動は、市町村が中心となり、地域の多様な主体が連携して実施されることが重要であること
- ・企業（地域産業含む）と連携することによって、地域連携保全活動の内容の充実が図られるとともに、その幅が広がるなど様々な可能性が

期待できること

- ・多様な主体の連携を促進するためには、関係者間のニーズをマッチングする仕組みが重要であること

(地域の特性に応じた活動)

- ・地域の自然的・社会的状況は、地域によって様々であるため、地域連携保全活動は、地域の自然的・社会的状況に応じて実施されることが重要であること

(科学的知見に基づいた活動)

- ・地域連携保全活動は、科学的知見に基づいて、順応的に実施されることが重要であること（国内移入種の導入等による遺伝的な攪乱の防止の観点など）
- ・そのためには、地域の大学や博物館、学術団体等との連携が重要であること

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域連携保全活動の促進のために各主体に期待される役割

(国の役割)

- ・生物多様性の保全に関する法律の適切な実施
- ・生物多様性の保全に関する法律の施行状況を踏まえた検討、必要な措置の実施
- ・地域連携保全活動に対する援助

(地方公共団体の役割)

- ・生物多様性の保全に関する条例等の適切な実施
- ・地域連携保全活動に対する援助
- ・地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会（法第5条）の設置、地域連携保全活動支援センターとしての体制の確保（法第13条）など、地域連携保全活動促進のための体制づくりに関する中心的な役割

(NGO・NPOや市民の役割)

- ・地域連携保全活動計画の案の提案や地域連携保全活動協議会への参画等を通じた、計画作成段階における積極的な参画
- ・これまでの経験を活かした、地域連携保全活動の実施面における中心的な役割

(企業の役割)

- ・地域連携保全活動への積極的な参加
- ・地域の生物多様性の保全に配慮した事業活動

(学術団体・研究者の役割)

- ・地域連携保全活動協議会等を通じた、地域連携保全活動計画の作成や活動の実施に対する科学的な知見に基づく情報提供・助言

2 地域連携保全活動の促進のための施策

(国の施策)

- ・生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な実施
- ・自然公園法等の特例措置
- ・地域連携保全活動に対する援助（情報の提供、助言その他）

(地方公共団体の施策)

- ・生物多様性地域戦略の策定及び当該戦略に基づく施策の着実な実施
- ・地域連携保全活動に対する援助（情報の提供、助言その他）
- ・地域の自然的・社会的状況に応じた、地域連携保全活動の促進のための施策

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1 地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

- ・地域連携保全活動計画は、市町村が中心となり、地域連携保全活動協議会（法第5条）の設置やNPO等による提案（法第4条第4項）などを通じて、地域の多様な主体の参画・連携のもと作成されることが重要であること
- ・地域連携保全活動計画は、地域連携保全活動基本方針に基づき作成されるものであること
- ・地域連携保全活動計画は、地域の自然的・社会的状況に関する情報収集や調査等を行い、その状況を踏まえて作成されることが重要であること
- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、地域連携保全活動協議会を公開で開催するなど、その過程の公正性及び透明性を確保することが望ましいこと

(既存計画等との調和、関係者との調整)

- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、生物多様性地域戦略やその他の行政計画など既存計画等との調和を図ることが重要であること
- ・地域連携保全活動の円滑な実施の観点から、地域連携保全活動計画の作成に当たっては、活動実施場所の土地所有者や管理者等の同意を得るなど関係者との十分な調整が必要であること
- ・地域連携保全活動協議会において、既存計画等との調和、関係者との調整を図ることが効率的であること

(地域連携保全活動実施者の同意)

- ・市町村は、地域連携保全活動計画の地域連携保全活動を記載しようとする際には、当該計画の円滑かつ確実な実施の観点から、当該活動実施者の同意を得なければならないこと

(地域連携保全活動計画の案の作成に関する提案)

- ・法第4条第4項の提案は、提案者が行おうとする地域連携保全活動について具体的な内容とするとともに、地域連携保全活動計画の目標や区域等も含めたものとするのが望ましいこと
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を受けた際には、当該提案を真摯に受け止め、地域の自然的・社会的状況を踏まえつつ、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の作成の必要性について検討することが重要であること
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要があると判断した際には、当該提案者と連携を図りながら、当該計画の作成を進めることが重要であること
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由について、当該提案者に十分な説明を行うことが必要であること
- ・法第4条第4項の提案者と市町村は、地域連携保全活動計画の作成に向けて、互いに協力することが重要であること

(地域連携保全活動協議会への協議に関する事項)

- ・市町村は、地域連携保全活動計画を作成する際に、地域連携保全活動協議会（第5条）が組織されているときは、当該計画の内容について、当該協議会において協議をしなければならないこと

(複数の市町村による地域連携保全活動計画の作成)

- ・地域連携保全活動計画は、生態系としてのまとまりや多様な主体の連携の観点から必要があると認めるときは、複数の市町村が共同して作成することが望ましいこと
- ・複数の市町村が共同して地域連携保全活動計画を作成する際には、十分な調整が図られるよう連携を密にするとともに、複数の市町村で合同の地域連携保全活動協議会を設けるなど効率的に進めることが重要であること

(地域連携保全活動計画の見直し)

- ・地域連携保全活動の順応的な実施のため、モニタリングの結果等を踏まえ地域連携保全活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことが重要であること

2 地域連携保全活動計画の内容

(区域)

- ・地域連携保全活動を促進すべき区域として、生態系としてのまとまりや想定される活動の規模、周辺区域の状況等、地域の自然的・社会的状況に応じて、適正に区域を設定することが重要であること
- ・必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はないこと

- ・生態系としてのまとまりや多様な主体の連携の観点から必要があると認めるときは、複数の市町村にまたがる区域を設定することが望ましいこと

(目標)

- ・地域連携保全活動計画の区域において達成すべき地域連携保全活動の促進の目標を記載すること
- ・地域の多様な主体が一丸となり、目標の達成に向けそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況についての確認が容易にできるよう、できる限り具体的かつ分かり易い目標を設定することが重要であること
- ・地域連携保全活動の一層の促進を図るため、生物多様性の保全に関する目標のほか、地域づくりの観点を加えることができること

(地域連携保全活動)

- ・市町村又はNPO等が地域連携保全活動計画の目標を達成するために行う活動について記載すること
- ・地域連携保全活動計画は、特定の区域を対象とした実行計画としての位置付けであるため、当該計画に基づく活動の確実な実施の観点から、それぞれの活動について、その実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を明確かつ具体的に記載することが重要であること
- ・自然公園法等の特例の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、自然公園法等の許可等の手続きに必要な内容（活動実施場所の自然環境の状況等）を記載する必要があること

(国又は都道府県との連携に関する事項)

- ・地域の自然的・社会的状況を踏まえ、地域連携保全活動計画の目標の達成に向け、国や都道府県の取組が連携する必要がある場合には、国や都道府県と調整の上、当該計画に基づく活動とあわせて実施することが望ましい国や都道府県の事業も計画に記載することができること

(計画期間)

- ・地域連携保全活動計画の目標を達成するために必要な期間について、当該計画の目標の設定状況や地域の自然的・社会的状況を踏まえ、目適正な期間を設定することが重要であること

3 自然公園法等の特例措置に係る協議等

- ・地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、地域連携保全活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法の許可等の手続きをしなくてもよいとする特例措置が設けられていること
- ・そのため、市町村は、特例措置の対象となる自然公園法等の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、当該許可

等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこと

- ・地域連携保全活動計画の作成及び実施に当たっては、各種法令を遵守すること（協議等の手続きをせずに各法律の許可等を要する行為が行われた場合は、各法律に基づく罰則等が適用されること）

（環境大臣への協議に関する事項（法第4条第6項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる自然公園法（国立公園）、自然環境保全法（自然環境保全地域）、種の保存法（生息地等保護区）、鳥獣保護法（国指定鳥獣保護区特別保護地区）の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成しようとする際には、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこと
- ・この協議の際には、地域連携保全活動計画の案及び自然公園法等の許可等の手続きに必要な図面等を提出する必要があること

（都道府県知事への協議に関する事項（法第4条第7項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる自然公園法（国定公園）、鳥獣保護法（都道府県指定鳥獣保護区特別保護地区）、都市緑地法（緑地保全地域、特別緑地保全地区）の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこと（都市緑地法に基づく通知又は協議を要する行為については、協議のみで足りること）
- ・政令指定都市及び中核市については、都市緑地法に係る協議は必要ないこと
- ・この協議の際には、地域連携保全活動計画の案及び自然公園法等の許可等の手続きに必要な図面等を提出する必要があること

（市町村森林整備計画との適合（法第4条第11項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる森林法の届出を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、森林法の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものとしなければならないこと

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業活動と生物多様性

- ・持続的な農林漁業活動は、森林、水田や水路、ため池、藻場・干潟等の保全・維持管理等を通じて野生動植物に生育・生息を提供するなど、生物多様性の保全に資するものであること

2 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、農林漁業に係る行政計画（農業振興地域整備計画など）及び鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との調和を図る必要があること

- ・地域連携保全活動計画の作成及び当該計画に基づく活動の実施に当たっては、周辺地域における農林漁業従事者等との調整を通じて、農林漁業に支障を生じないように配慮する必要があること

3 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

- ・地域連携保全活動と生物多様性を重視した農林漁業活動との調和・共生を図り、これらの活動が互いに促進されることによって、地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域活性化等が図られることが重要であること

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1 地域連携保全活動協議会

- ・地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動計画の作成や当該計画に基づく活動の実施について、地域の様々な関係者間の協議や合意形成、連絡・調整を行う場として極めて重要なものであるため、市町村は、できる限り当該協議会を組織することが望ましいこと

(協議会の構成員)

- ・地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村及び地域連携保全活動を行おうとする者で構成されるほか、地域住民や専門的な知識を有する者、関係行政機関、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者など市町村が必要と認める者から構成されること
- ・市町村は、地域連携保全活動協議会を組織しようとする際には、科学的知見に基づく活動の実施や活動の円滑な実施等の観点から、特に、専門的な知識を有する者や地域住民、活動実施場所の土地所有者、関係行政機関等の参画を求めることが重要であること
- ・また、地域連携保全活動を実施しようとする者等に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することが望ましいこと
- ・協議会の構成員は、協議会における協議の結果を尊重しなければならないこと
- ・また、建設的かつ効率的な協議や調整等を行うことができるよう、互いに協力することが重要であること
- ・必要に応じて、構成員以外の関係者からの意見を聴取することのできる仕組みを設けることが望ましいこと

(協議会の運営)

- ・地域連携保全活動協議会の運営は、地域の実情に応じて、必要な事項を規約等に定め、公正かつ適正に行われることが望ましいこと
- ・地域連携保全活動協議会の公正性・透明性を確保するため、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とすることが望ましいこと

- ・地域連携保全活動協議会は、必要に応じて、関係行政機関及び地域連携保全活動支援センターに対し、資料の提供、意見の表明、説明など必要な協力を求めることができること

2 地域連携保全活動支援センター

- ・地域連携保全活動を促進するに当たっては、地域連携保全活動実施者や土地所有者、企業等の関係者間のニーズをマッチングすることが重要であること
- ・そのため、地方公共団体は、関係者間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めること
- ・地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制は、マッチングに関する活動を行っている他の団体との連携や出先機関など既存組織の活用など、地域の実情に応じて確保することが望ましいこと
- ・地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保は、特に、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県にその役割が期待されること

(参考) 生物多様性保全活動促進法の基本方針に関する規定

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

(地域連携保全活動基本方針)

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。